

医政指発0308第1号
平成22年3月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

救急医療対策事業、へき地保健医療対策事業等に係る
事業計画書及び交付申請書の提出について（依頼）

平成22年度における標記対策事業に係る国庫補助金の執行に当たっては、各都道府県に対し、提出された事業計画に基づく効果的・効率的な配分及び迅速な執行を行うこととしております。

つきましては、下記に留意の上、事業計画書及び交付申請書の提出について、準備方よろしくご配慮願います。なお、平成22年度の事業計画及び交付申請に係る説明聴取を行う予定はありません。

また、医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る事業に関して、当課所管以外の事業計画書の提出については、各所管課から依頼することとし、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金並びに医療施設運営費等補助金に係る事業については、当課が取りまとめこの通知により提出を依頼しています（各事業の内容等のご質問については、各所管課担当者までご照会ください。）。

なお、平成22年度においては、別紙のスケジュールで執行を行うこととしているので、提出期限までに事業計画書及び交付申請書の提出がない場合には、交付の対象とならないことも有り得ることをご承知おき願います。

本通知については、関係各課とは協議済であることを申し添えます。

記

- 1 事業計画書の提出を依頼する事業
 - (1) 医療施設等施設整備費補助金のうち当課所管の各事業
 - (2) 医療施設等設備整備費補助金のうち当課所管の各事業
 - (3) 医療提供体制施設整備交付金の各事業
 - (4) 医療提供体制推進事業費補助金の各事業

- 2 交付申請書の提出を依頼する事業
医療施設運営費等補助金の各事業

3 提出期限（必着）

- (1) 1 (1) ~ (3) について 平成22年3月19日（金）
ただし、1 (3) の平成22年度新規の事業については、平成22年3月31日（水）までとする。
- (2) 1 (4) について 平成22年3月31日（水）
ただし、平成22年度新規の事業については、平成22年6月10日（木）までとする。
- (3) 2について 平成22年4月30日（金）
ただし、平成22年度新規の事業については、平成22年6月30日（水）までとする。
- （注）実施要綱等で補助対象事業の選定を別途行うとしている事業については、交付申請の前に、事業計画書の提出を依頼することとしている（各担当より別途連絡）。

4 提出資料

- (1) 医療施設等施設整備費補助金関係（事業計画書）
ア 平成22年度医療施設等施設整備事業計画総括表
（注）優先順位の高いものから順に入力すること。
イ 施設整備事業計画書（様式1-1~6）
ウ 施設整備事業費内訳書（様式2）
- (2) 医療施設等設備整備費補助金関係（事業計画書）
ア 平成22年度医療施設等設備整備事業計画総括表
（注）優先順位の高いものから順に入力すること。
イ 設備整備事業計画書（様式3-1~11）
- (3) 医療提供体制施設整備交付金関係（事業計画書）
ア 医療提供体制施設整備交付金交付要綱（案）に規定する提出書類
イ 医療提供体制施設整備事業計画書（様式4-1~4-39）
ウ 施設整備事業費内訳書（様式2）
エ 各都道府県における医療計画のうち事業計画該当部分の写し
- (4) 医療提供体制推進事業費補助金関係（事業計画書）
ア 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（案）に規定する提出書類
（注）その他参考となるべき書類については、必要に応じて各所管課から連絡されること。
イ 各都道府県における医療計画のうち事業計画該当部分の写し
- (5) 医療施設運営費等補助金関係（交付申請書）
医療施設運営費等補助金交付要綱（案）に規定する提出書類

注1) 事業計画書及び交付申請書は、別添の医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表（案）、医療施設等設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

(案)、医療提供体制施設整備交付金交付要綱比較表(案)、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱比較表(案)並びに医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱新旧対照表(案)、各実施要綱(案)並びに現在の交付要綱及び実施要綱を参考に作成すること。

注2) 提出資料は、個別の事業の資料については事業ごとに編綴(縦長横綴じ、A4判厳守)し、その他の資料を別途添付すること。

5 留意事項

- (1) 事業計画策定及び交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑問点については、事前に各所管課担当者に協議すること。
- (2) 医療施設等施設整備費補助金の事業計画の協議に当たっては、「医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について」(平成9年4月30日健政発第427号関係部局長通知)の内容を十分踏まえ、事業計画書を提出すること。
- (3) 平成22年度の事業計画の変更等については、原則として提出期限後は受け付けない方針であるので、市町村等と十分協議の上、事業計画書等を作成すること。
- (4) 事業の実施に当たり財産処分を要するものについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日医政発第0417001号厚生労働省医政局通知)に基づき所要の手続を行うこと。
- (5) 事業費の算出に当たっては、適切に算出し、根拠となる資料を必ず添付すること。
なお、内示後に事業費が増加した場合、増加分については内示があるとは限らないので留意すること。
- (6) 医療施設等施設整備費補助金関係事業、医療施設等設備整備費補助金関係事業、医療提供体制施設整備交付金関係事業及び医療提供体制推進事業費補助金(医療提供体制設備整備事業に限る。)関係事業を行う施設について、医療計画に記載されている内容を記載すること(様式5)。
- (7) 建築構造が従来の鉄筋コンクリート、ブロック、木造に該当しない構造において国庫補助基準単価の適用については、次のように取り扱うこととするので留意されたい。
 - ア 鉄骨鉄筋コンクリート造については「鉄筋コンクリート」単価を適用する。
 - イ 鉄骨構造、その他の構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等の工法である場合には、「鉄筋コンクリート」単価を用い、その他は「ブロック」単価を適用する。
なお、「鉄筋コンクリート」単価を用いる場合は、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等である旨を証明する書類(都道府県等の建築課又は一級建築士等による証明)を添付すること。
- (8) なお、平成22年度については、特に以下の点に留意して事業計画策定及び交付申請をお願いします。
 - ア 平成22年度「救急医療対策実施要綱」(案)において、救命救急センター

運営事業、救命救急センター施設整備事業及び救命救急センター設備整備事業の加算対象である小児救急専門病床の要件緩和を行っていること。

イ 医療連携体制推進事業については、平成22年度「地域医療対策事業実施要綱」（案）において、従来より補助対象であった「セミオープンシステムの導入」について、より積極的に取り組んで頂きたいことから、各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業として追加をしたこと。

ウ 患者・家族対話推進事業については、NPO法人等が行う医療の公共性等に関する現状認識の普及や患者・家族等地域住民の医療への参加を促進するための啓発事業も補助対象となること。

平成22年度国庫補助金執行スケジュール

補助金等	時 期	手 続
医療施設等設備整備費補助金	平成22年3月19日	事業計画書提出締切
医療施設等施設整備費補助金	平成22年4月上旬	交付決定の内示
医療提供体制施設整備交付金	平成22年4月30日	交付申請書提出締切
	平成22年6月末まで	交付決定
医療提供体制推進事業費補助金	平成22年3月31日	事業計画書提出締切
	平成22年4月下旬	交付決定の内示
	平成22年5月17日	交付申請書提出締切
	平成22年6月末まで	交付決定
	平成22年5月17日	※救命救急センター・救急医療情報センター現況調提出締切
	平成22年6月10日	※事業計画書提出締切
	平成22年6月下旬	※救命救急センター評価、救急医療情報センター基準額設定
	平成22年7月上旬	※交付決定の内示
	平成22年7月30日	※交付申請書提出締切
	平成22年9月末まで	※交付決定
医療施設運営費等補助金	平成22年4月30日	交付申請書提出締切
	平成22年6月末まで	交付決定
	平成22年6月30日	※交付申請書提出締切
	平成22年9月末まで	※交付決定

注1) 提出期限までに提出された事業計画書及び交付申請書のみについて審査を行い、交付決定（の内示）の手続を行うこととしているので、準備が整った事業だけでも提出すること。

注2) 1回目の交付決定（の内示）を行っても予算に残額があった場合には、追加募集を行い、2回目の交付決定（の内示）を行うことを予定している。

注3) 手続欄に※印が付されているものは、提出期限を別に設定した平成22年度より新たに創設される事業等に係る手続である。